

平成 年 月 日

保 護 者 様  
( 年 H )

広島県立広島皆実高等学校長

### 出 席 停 止 の お 知 ら せ

学校において予防すべき疾病(表1)と診断された場合には、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止させる措置をとることができます。これは、医師の指示のもと十分に治療・休養をするとともに、感染を防ぐための措置です。

主治医から他の生徒への感染の恐れがなくなり、登校できるという許可がでましたら、次の、「学校感染症治癒証明書」に記入していただき担任に提出をしてください。

(表1)

	出席停止とする感染症の種類
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS)，鳥インフルエンザ(H5N1)
第2種	インフルエンザ，百日咳，麻しん，流行性耳下腺炎，風しん，水痘 咽頭結膜熱，結核，髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス 流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

.....キ.....リ.....ト.....リ.....

### 学 校 感 染 症 治 癒 証 明 書

広島県立広島皆実高等学校長 様

年 H 番 氏名 \_\_\_\_\_

病 名： \_\_\_\_\_

出席停止期間： 月 日( ) ~ 月 日( )まで( 日間)

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_